

手続名
家屋に関する各種固定資産税減額申告

担当課・係（連絡先）

税務課・家屋係（049-251-2711 内線355）

手続説明

- 概要
新築の認定長期優良住宅、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修工事を行った住宅について、一定の要件をもとに固定資産税が減額となる制度です。
- 適用条件・減額範囲
詳細は「[手続詳細URL](#)」をご確認ください。
- 提出期限
・長期優良住宅→新たに固定資産税が課される年度の初日に属する年の1月31日まで
・耐震・バリアフリー・省エネ改修工事→改修後3ヶ月以内

必要書類

- マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- 長期優良住宅
・長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
・認定通知書（市建築指導課や県都市整備部住宅課が発行した証明書）の写し
- 耐震改修工事
・住宅耐震改修工事に係る固定資産税減額申告書
・工事の証明書（建築士や指定検査機関等が発行した証明書）
・改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかるもの）
・領収書の写し
・改修前後の写真
・認定長期優良住宅の場合は、認定通知書の写し
- バリアフリー改修工事
・バリアフリー改修工事に係る固定資産税減額申告書
・住民票の写し、要介護または要支援認定を受けていること、障がいをお持ちであることを示す被保険者証や手帳
・工事の明細書（建築士や指定検査機関等が発行した証明書）
・改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかるもの）
・領収書の写し
・改修前後の写真
- 省エネ改修工事
・省エネ改修工事に係る固定資産税減額申告書
・工事の証明書（建築士や指定検査機関等が発行した証明書）
・改修工事の見積書または明細書（工事の内容や費用がわかるもの）
・領収書の写し
・改修前後の写真
・認定長期優良住宅の場合は、認定通知書の写し
※手続きを行う際は必ず「[手続詳細URL](#)」をご確認ください。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/koteitoshi/2011-0513-1523-21.html

詳細は税務課土地・家屋係にお問い合わせください。

| | |
|-----------------|----------------------|
| 出張所での取扱い | 木曜延長・休日開庁の取扱い |
| なし | あり |